

平成22年12月21日
消費者庁

おむつ交換台からの転落による事故の防止について

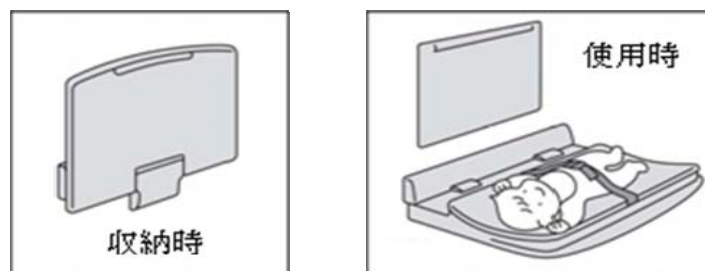
本年11月24日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後4か月の女兒を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女兒がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです（医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと。）。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去5年間で17件寄せられていることが分かりました（いずれも非重大事故）（別添1）。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」（「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません。」）があったとのことであり、また、これまで、おむつ交換台からの転落事故の防止については、経済産業省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです（参考参照）。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、

- ① 以下のとおり改めて消費者の注意を喚起するとともに、
- ② 関係省庁及び都道府県等を通じて地方公共団体などが管理・運営する公共施設（例：保健センター、公民館など）や事業者が管理・運営する集客・商業施設など（例：駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など）に設置されているおむつ交換台に関し、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等を施設管理者へ要請することとしましたのでお知らせします（別添2及び別添3）。

【おむつ交換台のイメージ図】（提供：独立行政法人国民生活センター）



【「警告表示」の例】（提供：TOTO株式会社及びコンビウィズ株式会社）



《公共施設等に設置されている「おむつ交換台」を使用される方へ》

おむつ交換台はおむつの交換が目的です。お子様の転落を防ぐためには、以下のことにご注意ください。

- お子様をおむつ交換台に乗せたまま、その場を離れないようにしましょう。
- お子様をおむつ交換台に乗せている際は、目を離さないようにしましょう。
- ベルトを締めていても、ベルトから抜け出して転落することがあります。
- おむつ交換台にガタつき等がある場合は使用せず、施設の管理者へ連絡しましょう。

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

太齊、小泉

電話：03-3507-9261

(参考) おむつ交換台からの転落事故の防止に関する取組事例

- 経済産業省から商業施設の業界団体等に対して、おむつ交換台に関する警告表示の徹底及び点検等に関する要請を行っています（平成19年7月）。
- 独立行政法人国民生活センターにおいて、資料「折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意！！」を公表し、保護者に対して、おむつ交換台の利用はおむつ交換時だけとし、乳幼児から極力目や手を離さないよう注意喚起しています（平成19年10月）。
- 新製品の改良も進んでいます。乳幼児の寝返りや蹴り上がりに配慮してシート全面をやわらかいクッションで囲んだ新製品も開発されており、「第4回キッズデザイン賞少子化対策担当大臣賞」を受賞した製品もあります。



(提供：TOTO株式会社)

国民生活センターに寄せられたおむつ交換台からの転落事故事例（過去5年間）

受付年	事故の概要
2010年	夫がミルクを買いにベビー用品店に行った。店の多目的トイレで7ヶ月の子供のオムツ換えをしたところ、子供が頭から落下した。
2009年	オムツ換えのベッドから目を離した隙に、高さ1 mほどの硬い床に転落した。
2008年	おむつ交換台から転落し病院を受診した。
2007年	デパートのおむつ交換台（1.2 m）から転落し、救急車にて病院を受診した。右前額部に2 cmの血腫あり。CT、レントゲン施行後帰宅した。
2007年	出先のトイレのおむつ交換台に立たせていた所、1 mの高さから転落し、病院を受診した。CT、レントゲン施行後帰宅した。
2007年	おむつ交換用の台1 mより後ろ向きに転落、受傷し、病院を受診した。CT、レントゲン施行後、翌日外来受診することになり帰宅した。
2007年	デパートの高さ1メートルのオムツ台から転落し、頭と肩を打った。
2007年	デパートのオムツ交換台約1 mから転落、受傷し、救急車にて病院を受診した。レントゲン、CT施行後、翌日脳外科外来受診することになり帰宅した。
2007年	トイレ内にあるベビー用シートに4ヶ月の子をベルトをして寝かせ、手を洗っている間に、子が頭から落ち頭蓋骨骨折した。
2007年	デパートのトイレのオムツ交換台に立っていて、転倒転落し、背部後頭部を打撲した。その後嘔吐を2回し、ぐったりしているため病院を受診した。CT、レントゲン等の検査後、経過を見る為入院した。
2007年	スーパーでオムツ交換中、高さ1 mから転落した。救急車で病院を受診し血腫が認められた。手術になった場合対応困難な為、他院にヘリコプターで搬送された。
2007年	オムツ交換用の台より頭から落ちた。
2006年	ショッピングセンター内の高さ約70 cmのオムツ台より転落し、顔面蒼白になったため病院を受診した。
2006年	ショッピングセンターのおむつ替えベッドより転落、右側頭部を打撲し、病院を受診した。
2006年	デパート内のトイレでおむつ交換をしようとしていたところ、高さ1 m位の台から転落した。後頭部を打撲し救急車で病院を受診した。
2006年	デパートのおむつ換えコーナーでオムツ交換後、少し目を離したすきにコンクリート床（約1 m位）に落下し、頭部を打撲した。すぐに泣き、10分くらいで笑顔になるも心配にて病院を受診した。
2006年	デパートのトイレでオムツの交換をしていた際、寝返りをうって1 mの高さの台から転落して頭部を打撲した。

(別記関係省庁担当課長) 殿

消費者庁政策調整課長

おむつ交換台からの転落事故の防止に関する通知について (依頼)

平素より消費者行政の推進に当たっては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 11 月 24 日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後 4 か月の女兒を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女兒がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです (医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと)。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去 5 年間で 17 件寄せられていることが分かりました。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」(「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません。」)があったとのことであり、また、これまでも、おむつ交換台からの転落事故の防止については、経済産業省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです (参考参照)。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、改めて消費者の注意を喚起するとともに、地方公共団体などが管理・運営する公共施設 (例: 保健センター、公民館など)、事業者が管理・運営する集客・商業施設 (例: 駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など) に設置されているおむつ交換台に関し、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等の取組が必要と考えております。

貴職におかれましては、これら施設におけるおむつ交換台の転落事故防止に関する取組を推進するために、関係する団体等に対し、下記の事項を通知していただくようお願いいたします。

記

公共施設、集客・商業施設の施設管理者へのごお願い

1. おむつ交換台における警告表示の徹底と定期的な点検の実施

施設内に設置されているおむつ交換台について、製造事業者が作成する「警告表示」を折りたたみ式おむつ交換台のすぐ上など保護者等の目に付くところに必ず貼付する等の措置を行うようお願いします。また、おむつ交換台の目に付くところに警告表示が正しく貼付されていることや、交換台のガタつき、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないことを定期的に確認するようお願いします。問題がある場合には、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店

などに修理依頼等の連絡を行うようお願いいたします。

2. 安全・安心の向上に向けた更なる取組の実施

子どもの安全の確保のため、可能な限り、安全・安心の向上を図っている製品への交換等、更なる取組の実施を行うようお願いいたします。

(別記関係省庁担当課長)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通政策課長

※ 関係省庁を通じた要請先

各都道府県及び市町村

JRグループ7社

(社) 民営鉄道協会

日本バスターミナル協会

(社) 全国空港ビル協会

(社) 日本港湾協会

各高速道路株式会社

(社) 国際観光旅館連盟

(社) 日本観光旅館連盟

(社) 日本ホテル協会

(社) 全日本シティホテル連盟

(社) 国際観光日本レストラン協会

全日本遊園施設協会

日本百貨店協会

日本チェーンストア協会

日本スーパーマーケット協会

(社) 日本ショッピングセンター協会

(社) 新日本スーパーマーケット協会

各都道府県及び政令指定都市消費者行政担当課長 殿

消費者庁政策調整課長

(公 印 省 略)

おむつ交換台からの転落事故の防止に関する周知について（依頼）

平素より消費者行政の推進に当たっては格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 11 月 24 日、鹿児島市から消費者庁に対し、消費者安全法に基づき、おむつ交換台からの転落に係る消費者事故等が発生した旨の通知がありました。これによれば、保護者が生後 4 か月の女兒を公共施設のトイレに設置されているおむつ交換台に乗せて付属の安全ベルトを締めた上で、男児に小用をさせていたところ、女兒がおむつ交換台から転落して頭部を打撲したとのことです（医療機関での精密検査の結果、異常は認められなかったとのこと。）。

この通知を受けて、類似の事故について独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談や情報を消費者庁で確認したところ、おむつ交換台から乳児が転落したとする事故の相談や情報が過去 5 年間で 17 件寄せられていることが分かりました。

今回の事例では、おむつ交換台の上部には転落防止に関する「警告表示」（「ベルトは横ずれ防止のためであり、お子様の転落を防止するものではありません」）があったとのことであり、また、これまでも、おむつ交換台からの転落事故の防止については、経済産業省や独立行政法人国民生活センター、製造事業者などの取組がなされているところです（参考参照）。それにもかかわらず、今回の事例が発生したことを踏まえて、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、改めて消費者の注意を喚起するとともに、地方公共団体などが管理・運営する公共施設（例：保健センター、公民館など）、事業者が管理・運営する集客・商業施設（例：駅や空港などのターミナルビル、デパート、遊園施設など）に設置されているおむつ交換台について、目に付くところへの警告表示の貼付の徹底や点検の実施等の取組が必要と考えております。

貴職におかれましては、これら施設におけるおむつ交換台の転落事故防止に関する取組を推進するために、貴都道府県及び貴都道府県下の市区町村に設置されている公共施設に対し、下記の事項を周知していただくようお願いいたします。

記

公共施設、集客・商業施設の施設管理者へのお願

1. おむつ交換台における警告表示の徹底と定期的な点検の実施

施設内に設置されているおむつ交換台について、製造事業者が作成する「警告表示」を折りたたみ式おむつ交換台のすぐ上など保護者等の目に付くところに必ず貼付する等の措置を行うようお願いします。また、おむつ交換台の目に付くところに警告表示が正しく貼付されている

ことや、交換台のガタつき、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないことを定期的に確認するようお願いします。問題がある場合には、直ちに使用を中止し、製造事業者や販売店などに修理依頼等の連絡を行うようお願いします。

2. 安全・安心の向上に向けた更なる取組の実施

子どもの安全の確保のため、可能な限り、安全・安心の向上を図っている製品への交換等、更なる取組の実施を行うようお願いします。